

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇示告 土地改良事業の認可
保険医の登録
建設業者の変更登録
移入禁止区域の指定解除
豚コレラ予防注射等
ひな白痢等の検査
- ◇公告 ふぐ処理師及びふぐ調理師試験の実施
理容師及び美容師試験合格者
- ◇雑報 鳥取県市町村職員共済組合第四回組合会の招集

告 示

鳥取県告示第五百七十三号

昭和三十五年九月二日付で米川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事

業については、審査の結果、その計画を適當と認めただ、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十五年十一月二十三日から二十日間とする。

二 縦覧場所

米子市東町九九番地 米川土地改良区事務所

鳥取県告示第五百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号 登録年月
及び番号 日

金田賢之介 八頭郡智頭町智頭 鳥医八二八 昭和三五、
五十一、十

谷口 充世 鳥取市東品治町 鳥函二〇九 //

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (イ)第六六四号 昭三五、六、三 重 道 組

鳥取県告示第五百七十六号

昭和三十五年六月鳥取県告示第三百二十一号による豚その他病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域(大阪府)の指定は、昭和三十五年十一月二十二日限り解除する。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県告示第五百七十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年十一月十六日変更登録した。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所所在地 申請者氏名

(新)倉吉市長谷六三 重道 啓市
(旧)倉吉市福吉三丁目

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第

六条の規定に基づき、豚及び鶏の所有者に対して注射及び検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表 一

豚コレラ予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

十一月二十八日 岩美郡岩美町 各豚舎巡回注射

二十九日 鳥取市 "

三十日 岩美郡国府町 "

別表 二

ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

十一月二十八日 米子市富益 初岡種鶏場

二十九日 戸上 田子

吉岡 内田、森、今中

三十日 夜見、彦名 松本、足立、井川

十二月六日 安倍、上後藤、皆生 石田、白根、勝部

七日 西伯郡会見町浅井、高姫 板持、齊鹿、小早川

八日 米子市榎原、吉谷、大袋 松岡、鷺見、高田

九日	西伯郡伯仙町石田、岡成	梅林、石田、益田、花田、山崎、石川
十日	米子市旗ヶ崎	長谷川
十二日	西伯郡伯仙町河岡	渡辺
十三日	米子市赤井手	船場、船田
十四日	博労町	松田
		藤山、石原
		中島

鳥取県告示第五百七十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢、結核、ブルセラ病検査及び肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏及び牛の所有者に対して注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢、結核、ブルセラ病、肝てつ

予防のため

二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ひな白痢 検査…種鶏及び同一構内で飼育する鶏

結核病、ブルセラ病検査…搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除…牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

ひな白痢検査…ひな白痢急速診断法

結核病…ツベルクリン皮内注射反応検査法

ブルセラ病…ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査…皮内注射反応、虫卵検査法

肝てつ駆除…ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 一

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月五日	八頭郡河原町布袋	田村、森本種鶏場
六日	〃	前島、松岡
七日	〃 小河内	漆原
八日	〃 船岡町福井	垣田
九日	〃 方原	勝連
十日	〃 橋本	藤田
十二日	〃 智頭町篠坂	北山、口政
十三日	〃 智頭	白間、前川
十九日	〃 用瀬町金屋、安蔵	加賀田清博、加賀田寿一
〃	〃	加賀田円一
〃	〃	田中
二十日	八頭郡八東町小別府	田中

別表 二

結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査並びに駆除

実施期日

実施区域

実施場所

第一次	十二月 六日	十二月 九日	十二月 十日	境港市中浜	小篠津、三軒屋家畜検診所
第二次	〃 七日	〃 十日	〃 十日	西伯郡伯仙町大高	屋高

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号）第三条第一項及び第二項の規定により、鳥取県ふぐ処理師及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受験資格

1 ふぐ処理師試験

昭和三十五年十二月五日現在において年令十八才以上で食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二

十九号) 第五条第十一号又は第十三号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に二年以上従事している者

2 ふぐ調理師試験

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第二条に規定する調理師である者

二 受験手続

1 願書の受付期間

昭和三十五年十一月二十二日から十一月二十六日まで

2 受験願書の添付書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すること。

(イ) ふぐ処理師試験

(ロ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(ハ) 写真(名刺型、正面脱帽上半身を最近六月以内に撮影したもの)

(ニ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふ

ぐ製造業に二年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

(ロ) ふぐ調理師試験

(ハ) 履歴書

(ニ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身を最近六月以内に撮影したもの)

(三) 調理師免許証の写

三 試験実施期日

1 筆記試験

昭和三十五年十二月五日(月曜日)午後一時から午後四時まで

2 実地試験

筆記試験当日試験場に掲示する。

四 試験場所

1 筆記試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者は鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所会議室

米子、根雨保健所管内の受験者は

2 実地試験

筆記試験当日試験場に掲示する

五 試験科目

1 ふぐ処理師試験

(一) 衛生関係法規

(二) 公衆衛生学

(三) 倉品衛生学

(四) ふぐ処理の実地

2 ふぐ調理師試験

(一) 衛生関係法規

(二) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

(三) ふぐ調理の実地

六 試験手数料 五百円(受験願書に鳥取県収入証紙

をはりつけること。)

七 試験当日の携行品

1 筆記試験 受験票、筆記用具及び上草履

2 実地試験 受験票、白帽、白衣、庖丁及び耐水性

のはきもの

八 合格者の発表

実地試験終了後一週間以内に所轄保健所に掲示する。

昭和三十五年十一月十五日実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 理容師

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一 鍵谷 和子 九 田中 絹代

二 平井 慎也 一〇 三谷 麻子

三 大谷 正彦 一一 原田 道子

四 国広 悦子 一二 田中由美代

五 岡本 洋子 一三 森川 修

六 西田 智子 一六 岩越 悦子

七 高垣 富夫 一七 衣笠 則子

八 杉本千賀子 一九 中島 茂男

一 美容師	受験番号	氏名	受験番号	氏名
二〇 寺口 辰夫	一 柿本紀和子	一九 安部登美子	二〇 林 千代栄	
二一 前田智也子	二 西垣 恵子	二一 石原三代子	二二 林 佐栄子	
二二 小浜 勝子	三 久野喜和子	二二 松田貴美子	二三 田栗 五枝	
二三 青滝 由和	四 向井 順子	二四 定平ユキエ	二五 前河 順子	
二四 山内けい子	五 堀場 澄子	二六 藤本 和子	二七 遠藤 鉄子	
二五 渡辺 和光	六 小泉 節子	二八 松島 和江	二九 河村万寿恵	
二七 信木美智子	七 寺内 信子	三〇 岡村 節子	三一 岡村 節子	
二八 大西鉄五郎	八 中島 麗子	三二 岡村 節子	三三 橋本 栄子	
二九 村上紀代子	九 若林百合子	三四 高塚 千歳	三五 高塚 千歳	
三〇 岡田 笑子	一〇 古谷 紀子	三六 高塚 千歳	三六 高塚 千歳	
三一 生田 信子	一一 谷口 幸恵	三七 高塚 千歳	三七 高塚 千歳	
三二 大谷 富子	一二 米丸 里子	三八 高塚 千歳	三八 高塚 千歳	
三三 前田 範明	一三 田辺志美江	三九 高塚 千歳	三九 高塚 千歳	
三四 藤吉 和子	一四 加藤美佐子	四〇 高塚 千歳	四〇 高塚 千歳	
三五 浜田 綾子	一五 井上 妙子	四一 高塚 千歳	四一 高塚 千歳	
三六 中村 幸子	一六 長谷川澄子	四二 高塚 千歳	四二 高塚 千歳	
	一七 提島 麗子	四三 高塚 千歳	四三 高塚 千歳	
		四四 高塚 千歳	四四 高塚 千歳	
		四五 高塚 千歳	四五 高塚 千歳	
		四六 高塚 千歳	四六 高塚 千歳	
		四七 高塚 千歳	四七 高塚 千歳	
		四八 高塚 千歳	四八 高塚 千歳	
		四九 高塚 千歳	四九 高塚 千歳	
		五〇 高塚 千歳	五〇 高塚 千歳	
		五一 高塚 千歳	五一 高塚 千歳	
		五二 高塚 千歳	五二 高塚 千歳	
		五三 高塚 千歳	五三 高塚 千歳	
		五四 高塚 千歳	五四 高塚 千歳	
		五五 高塚 千歳	五五 高塚 千歳	
		五六 高塚 千歳	五六 高塚 千歳	
		五七 高塚 千歳	五七 高塚 千歳	
		五八 高塚 千歳	五八 高塚 千歳	
		五九 高塚 千歳	五九 高塚 千歳	
		六〇 高塚 千歳	六〇 高塚 千歳	
		六一 高塚 千歳	六一 高塚 千歳	
		六二 高塚 千歳	六二 高塚 千歳	
		六三 高塚 千歳	六三 高塚 千歳	
		六四 高塚 千歳	六四 高塚 千歳	
		六五 高塚 千歳	六五 高塚 千歳	
		六六 高塚 千歳	六六 高塚 千歳	
		六七 高塚 千歳	六七 高塚 千歳	
		六八 高塚 千歳	六八 高塚 千歳	
		六九 高塚 千歳	六九 高塚 千歳	
		七〇 高塚 千歳	七〇 高塚 千歳	
		七一 高塚 千歳	七一 高塚 千歳	
		七二 高塚 千歳	七二 高塚 千歳	
		七三 高塚 千歳	七三 高塚 千歳	
		七四 高塚 千歳	七四 高塚 千歳	
		七五 高塚 千歳	七五 高塚 千歳	
		七六 高塚 千歳	七六 高塚 千歳	
		七七 高塚 千歳	七七 高塚 千歳	
		七八 高塚 千歳	七八 高塚 千歳	
		七九 高塚 千歳	七九 高塚 千歳	
		八〇 高塚 千歳	八〇 高塚 千歳	
		八一 高塚 千歳	八一 高塚 千歳	
		八二 高塚 千歳	八二 高塚 千歳	
		八三 高塚 千歳	八三 高塚 千歳	
		八四 高塚 千歳	八四 高塚 千歳	
		八五 高塚 千歳	八五 高塚 千歳	
		八六 高塚 千歳	八六 高塚 千歳	
		八七 高塚 千歳	八七 高塚 千歳	
		八八 高塚 千歳	八八 高塚 千歳	
		八九 高塚 千歳	八九 高塚 千歳	
		九〇 高塚 千歳	九〇 高塚 千歳	
		九一 高塚 千歳	九一 高塚 千歳	
		九二 高塚 千歳	九二 高塚 千歳	
		九三 高塚 千歳	九三 高塚 千歳	
		九四 高塚 千歳	九四 高塚 千歳	
		九五 高塚 千歳	九五 高塚 千歳	
		九六 高塚 千歳	九六 高塚 千歳	
		九七 高塚 千歳	九七 高塚 千歳	
		九八 高塚 千歳	九八 高塚 千歳	
		九九 高塚 千歳	九九 高塚 千歳	
		一〇〇 高塚 千歳	一〇〇 高塚 千歳	

雑報

鳥取県市町村職員共済組合第四回組合会を次のとおり招集する。

昭和三十五年十一月二十二日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 石 河 大 直

一日 時 十一月自二十九日十時三十分 至 三十日正午

二場 所 東伯郡三朝町 溪泉閣

三 附議事項

1 鳥取県市町村職員共済組合規約の一部改正について

2 昭和三十五年度事業計画の変更について

三八 田辺 賀子

三九 藤沢登喜子

三六名